特定目的会社/税会不一致と導管性要件①

1．減損損失が生じた場合

減損損失は、特別損失において細分して表記されているものに限り、
その70%相当額を「税務上の配当可能利益」（分母）の額から控除できる。

*ただし減損損失の金額が大きい場合、配当ができず、減損損失計上前の利益に全額課税される（導管性の維持ができない）可能性が高い。

【前提】

経常利益：1,000　　減損損失(特別損失)：700
税引前当期純利益：300　　前期繰越損失：0
実効税率：33.10%　　配当支払額：0

【検証】

税務上の配当可能利益：300－700×70%＝△190（配当支払不能））
法人税等：（（300－X）＋X＋700－0）×33.10%＝X
X＝331
会計上の配当可能利益：300—331＝△31（配当支払不能））
→そもそも配当が出来ず、減損前利益1,000は全額課税となる。